

自由金利型定期預金「大口定期」

令和4年9月1日現在

項 目	内 容
商品名	自由金利型定期預金「大口定期」
ご利用いただける方	・法人、個人の方 ・反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	1, 0 0 0 万円以上（1 円単位）
お預入期間	（1）定型方式 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 （2）満期日指定方式 1 ヶ月以上5 年未満 ※定型方式の場合は、お預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。満期日にご指定の条件で自動的に継続されます。
お預入方法	一括してお預入れいただきます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	満期日以後にお利息とともにお支払いします。
お預入利率	固定金利
適用利率	お預入時の店頭表示金利を適用利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
お利息	お預入期間2 年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。
お利息の算方法 （付利単位1 0 0 円）	1 年を3 6 5 日とする日割りで計算します。
中間利払い	お預入期間2 年以上のものは中間利払日（お預入日から満期日の1 年前の応当日までの間に到来するお預入日の1 年毎の応当日）および以後到来する各中間利払日以後に中間払利息としてご指定の方法でお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いする利息は、お預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×7 0 %）により計算します。 中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いたお利息の残額は、満期日以降にこの預金とともにお支払いします。
満期日以降のお利息	満期日以降のお利息（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算します。
税金	お利息には2 0 . 3 1 5 %（国税1 5 . 3 1 5 %、地方税5 %）の税金がかかります。 ※2 0 1 3 年1 月1 日から2 0 3 7 年1 2 月3 1 日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、2 0 . 3 1 5 %（国税1 5 . 3 1 5 %、地方税5 %）の税金がかかります。 ※法人のお客さまには、2 0 1 6 年1 月1 日以降、お支払するお利息から地方税5 %の特別徴収は行われておりません。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
自動継続	自動継続扱いは次の2 つからお選びいただけます。 （1）元利金継続型 満期日にお利息を元金に加えて継続します。 （2）利息受取型 満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。

大口定期

商品概要説明書

項 目	内 容
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 最高200万円まで自動貸越がご利用できます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。
中途解約時の お取扱い	満期日前にご解約される場合は、下記のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 【期限前中途解約利率】（小数点第4位以下切り捨て） (1) 預入日の1ヵ月以後の応答日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。 (2) 預入日の1ヵ月後の応答日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) 基準利率とは、中途解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預け入れするものとした場合に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の金利をいいます。くわしくは窓口におたずねください。
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。
手数料	再発行手数料 通帳・証書1件につき1,100円
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は、「自由金利型定期預金規定（大口定期）」および「自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）」によりお取扱いいたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。

大口定期